

※民泊との違いについて

	旅館業法による許可(簡易宿所)	住宅宿泊事業法による届出(民泊)
担当・問合せ先	北見保健所 生活衛生課 環境衛生係 TEL 0157-24-4171	北海道庁 経済部 環境局観光振興課 民泊係 TEL 011-206-6597
定義	宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業	旅館業法に規定する営業者以外の者が、宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業
対象施設	例：カプセルホテル、ゲストハウス、ライダーハウス、一棟貸し	現に人の生活の本拠として使用されている家屋、または随時その所有者等の居住の用に供されている家屋、または入居者の募集が行われている家屋
営業日数の制限	日数制限なし	上限 180日(実営業日)
不許可の条件	①都市計画区域内の場合、ホテル・旅館の建築制限がある地域(住居専用地域等) ②敷地の周囲おおむね 100m の区域内に、学校、児童福祉施設、社会教育に関する施設等があり、清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認める場合	事業の実施を制限する区域(都市計画法の住居専用地域や小中学校の周囲100m 以内)と期間の指定あり (参照:北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例)
客室の床面積	延床面積 33㎡以上 定員 10名未満の場合、定員×3.3㎡ 以上	定員×3.3㎡ 以上
玄関帳場(フロント)	①事故やその他緊急時における迅速な対応 ②宿泊者名簿の正確な記載 ③宿泊者との間の鍵の適切な受渡しを可能とする設備を有すること。	・玄関帳場等を設ける義務はないが、宿泊者名簿の備付け、本人確認は必要。 ・人を宿泊させる間、事業者が届出住宅または同一建物内、敷地内や隣接した場所に居住する必要があり、長時間不在となる場合や届出住宅が5室以上の場合は、住宅宿泊管理業者(要登録)に管理を委託することが必要。
設備の規定	調理室、便所、洗面設備、入浴設備、換気、採光、照明、排水、暖房	宿泊室、台所、浴室、便所、洗面設備